

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法65条の2、民事執行規則38条7項、31条の2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所姫路支部執行官室（079-281-3505）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 3月25日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 4月10日から 令和 7年 4月17日まで
開札期日	日 時 令和 7年 4月23日 午前10時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月14日 午後 1時00分 場 所 神戸地方裁判所姫路支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 3月25日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

1 所 在 姫路市花田町高木字中代
地 番 67番1
地 目 宅地
地 積 461.25平方メートル

共有者 A 持分6分の1

2 所 在 姫路市花田町高木字中代67番地1
家屋 番号 67番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 402.60平方メートル
2階 389.73平方メートル

(現況)

種 類 倉庫・事務所

共有者 A 持分6分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 2月20日

神戸地方裁判所姫路支部競売係

裁判所書記官 今 津 泰 佑

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

売却対象外の共有持分を有するBが占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

隣地との境界が不明確である。

【物件番号1, 2】

本件建物及び土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調

査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 姫路市花田町高木字中代
地 番 67番1
地 目 宅地
地 積 461.25平方メートル

共有者 A 持分6分の1

2 所 在 姫路市花田町高木字中代67番地1
家屋 番号 67番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 402.60平方メートル
2階 389.73平方メートル

(現況)

種 類 倉庫・事務所

共有者 A 持分6分の1



令和6年(ヌ)第52号
令和6年12月9日受理
令和6年12月27日提出

現況調査報告書 (物件1、2)

神戸地方裁判所姫路支部

執行官 永 沼 孝 啓

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 姫路市花田町高木字中代
地 番 67番1
地 目 宅地
地 積 461.25平方メートル
共有者 A 持分6分の1
- 2 所 在 姫路市花田町高木字中代67番地1
家屋 番号 67番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 402.60平方メートル
2階 389.73平方メートル
共有者 A 持分6分の1

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■B	<ol style="list-style-type: none"> 1 本件建物で私が「黒田染料店」の屋号で染料を納品する業務をしています。法人登記はしていません。 2 本件土地建物は、亡父が所有しており、亡父の遺産分割協議の結果、私が単独で相続することを内容とする遺産分割協議書を作成していましたが、この協議に基づく登記をする前に、債権者から代位登記により全相続人の共有名義となる登記をされてしまいました。 3 建物の状態について、1階の窓が錆びついて開閉できない箇所があること、2階に雨漏りがする箇所があります。 4 ペットを飼っているわけではありませんが、猫が勝手に出入りしています。 5 境界等に関し、トラブルはありませんが、西側と北側の境界がはっきりしていません。
執行官の意見	
<ol style="list-style-type: none"> 1 本件土地の状況は、現地調査の結果から、2枚目記載のとおりと認められる。土地の周辺には境界標識と思われる金属プレートなどは確認できなかった。関係人の陳述のとおり、本件土地の西側と北側における隣地との境界が判然とせず境界不明瞭である。 本件土地上に自動販売機1台と電柱1本が設置されている。 2 本件建物の占有状況等は、関係人の陳述及び立入調査の結果から、2枚目記載のとおりと認めた。 本件建物で営業の事実が確認できたため、法人登記の有無を調査したところ登記はされていなかった。 3 建物の状態は、関係人の陳述を除くほか、外壁のブロック塀に亀裂が散見され、膨らみも確認できた。また、建物の2階の床に沈み込みが確認できた。 4 債務者に対し、占有状況等について書面照会をしたものの、期限までに回答はなかった。 	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年12月9日 (月) 15:34 ~ 15:42	神戸地方法務局姫路支局	公図等閲覧及び登記事項証明書交付申請
令和6年12月11日 (水) 13:28 ~ 13:59	物件所在地	物件確認、物件調査、写真撮影、Bに立入調査期日通知書交付
令和6年12月11日 (水) ~	執行官室	債務者に対し、照会文書送付 (郵送)
令和6年12月23日 (月) 13:39 ~ 13:42	神戸地方法務局姫路支局	法人登記事項証明書交付申請
令和6年12月24日 (火) 9:45 ~ 10:28	物件所在地	物件調査、立入調査、写真撮影、Bと面談、評価人を同行
~		
~		

(特記事項)

令和6年12月24日

目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人D及び解錠技術者を同行して臨場した。

令和年月日

目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 〃 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

令和 年 月 日

休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「」の箇所の記載のとおり

イ 68-2 ハ 71-23 ホ 72-5 ト 73-19 リ 73-22 ル 73-29
 ロ 71-21 ニ 71-24 ヘ 73-16 チ 73-20 ス 73-28 ヅ つづく



請求部	所在	姫路市花田町高木字中代			地番	67番1		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	方位不明		

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

請求番号：26-4
(1/2)

公用

登記年月日：昭和60年4月4日

566206

各階平面図

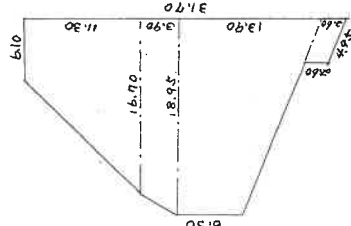
67番 /

建築物各階平面図

建築物の所在 姫路市花田町高木字中代 67番地 /

単位 メートル

1 階



$(6.10 + 16.70) \times 11.30 \div 2 = 128.8200$

$(16.70 + 18.95) \times 3.90 \div 2 = 69.5175$

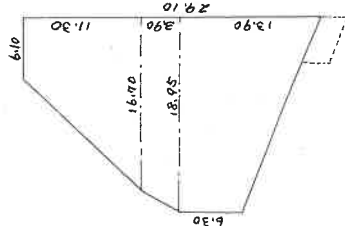
$(6.30 + 13.90) \times 18.95 \div 2 = 191.3950$

$4.95 \times 2.60 = 12.8700$

計 402.6025

床面積 402.60 平方米

2 階



$(6.10 + 16.70) \times 11.30 \div 2 = 128.8200$

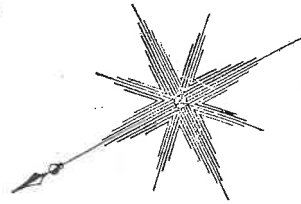
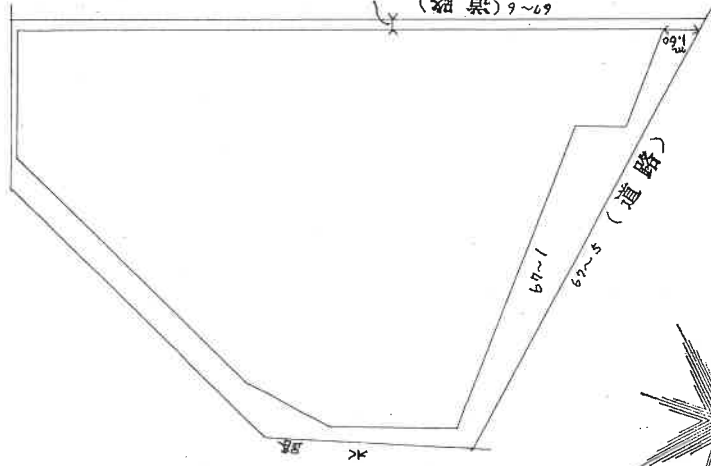
$(16.70 + 18.95) \times 3.90 \div 2 = 69.5175$

$(6.30 + 13.90) \times 18.95 \div 2 = 191.3950$

計 389.7325

床面積 389.73 平方米

30
44
4



作製者



年 月 日 (作製)

縮尺 1/500

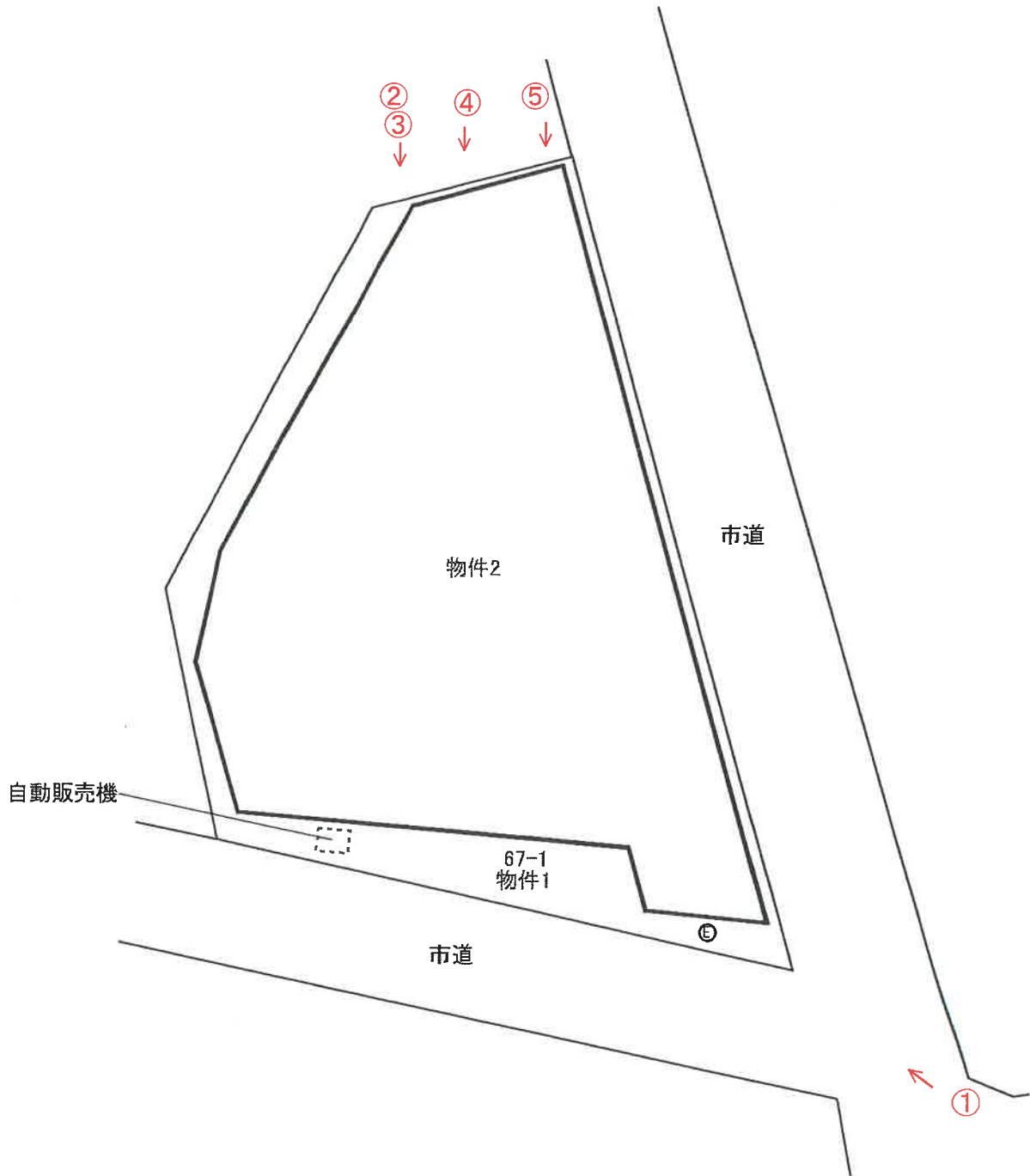
申請人



縮尺 1/250

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

物件配置略図

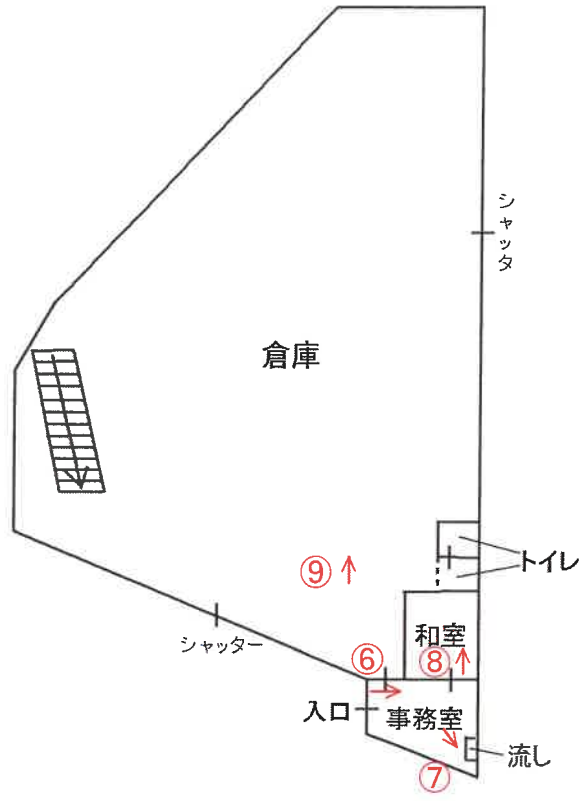


令和6年(又)第52号

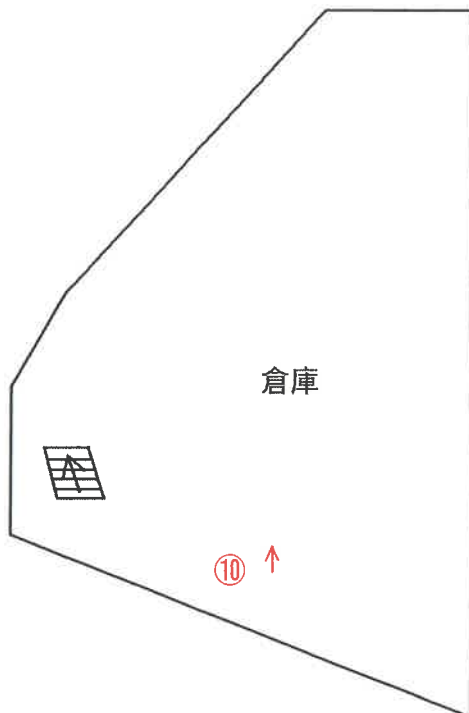
↑ 写真撮影位置方向

建物間取図

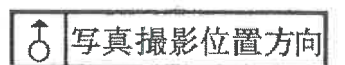
(1F)



(2F)



令和6年(又)第52号

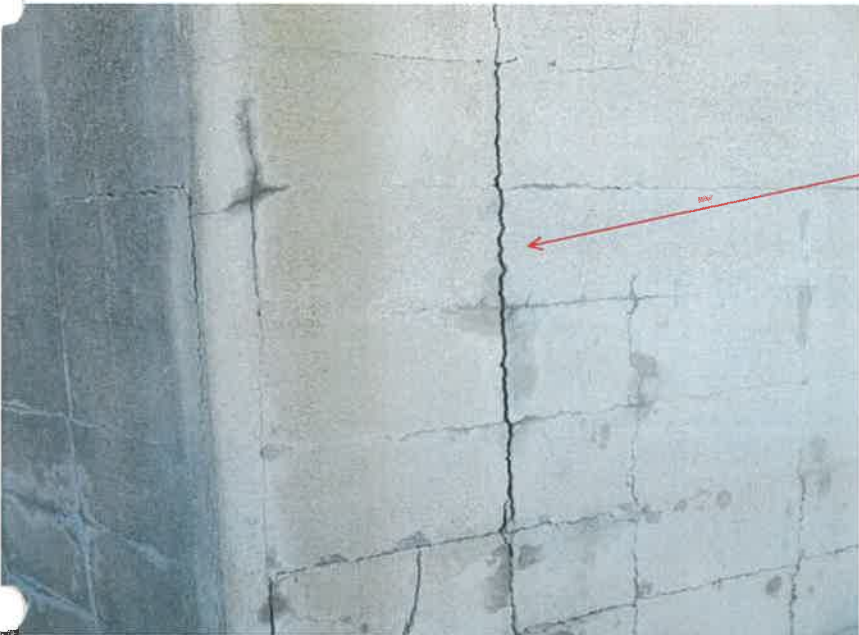




No. 1

本件建物と敷地

No. 2



亀裂

No. 3

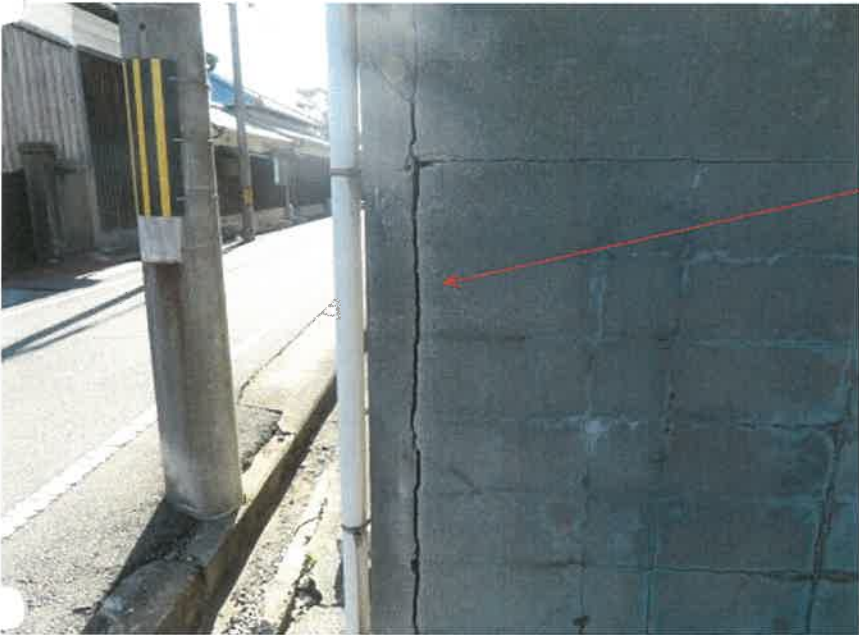


亀裂



No. 4

破損



No. 5

亀裂



No. 6



No. 7



No. 8



No. 9



No. 10

No. _____

No. _____

令和 6 年 (又) 第 52 号
令和 7 年 1 月 6 日 評 価
令和 7 年 2 月 18 日 補 充
(その 1)

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

補 充 書

提出ずみの評価書に関し、2項、7項をそれぞれ本書2項、7項のとおりとする。

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

第1 評価額

一 括 価 格	
金710,000円	
内 訳 価 格	
物件1 (土地)	金310,000円
物件2 (建物)	金400,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
1	3,650,000	0.10	敷地占有利益	370,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額(円)		
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ×持分		
1	3,650,000	-370,000		0.80	0.70	×1/6	310,000	
2	3,960,000	+370,000	1.00	0.80	0.70	×1/6	400,000	
一括価格(合計)								710,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 共有持分の売却、建ぺい率を超過した老朽化建物の存在等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

補充書の提出あり

令和 6 年 (ヌ) 第 52 号
令和 6 年 12 月 24 日 現地調査
令和 7 年 1 月 6 日 評価
(その1)

神戸地方裁判所
姫路支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

一色 かつみ

第1 評価額

一 括 価 格	
金710,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金170,000円
物件2(建物)	金540,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目積	物件目録記載のとおり	
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	物件目録記載のとおり	現況種類：倉庫・事務所
特記事項			
<p>対象物件は、物件1及び物件2の持分6分の1のみである。</p>			

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R線 姫路駅の北東方 約4.4 k m（道路距離） （附属資料位置図参照）	
付近の状況	皮革関連の工場を主体に、住宅も見られる工業地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 工業地域 60 % 200 % 防火指定なし —
画地条件	規模 461.25 m ² の 不整形地	
接面道路の状況	東側 約5m市道 南側 約4.5m市道	
土地の利用状況等	物件1は物件2建物の敷地	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 なし 下水道 あり （注）供給処理施設における「あり」・「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土壌汚染等	周囲は皮革関連の工場が集積する工業地域であり、土壌汚染リスクは存在するが、汚染の有無とその程度は専門調査機関による土壌汚染調査を行わないと確定できない。	
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公図上、西方から北方にかけ存する水路が、現地では途中から見当たらず、隣地との境界は判然としない。 ・ 物件1南端に、電柱及び自動販売機がある。 	

2 建物の概況及び利用状況等 (物件2)

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建築年月日 (登記記載) 昭和51年10月10日 新築</p> <p>経過年数 48年程度</p> <p>経済的残存耐用年数 一年程度</p> <p>※目的建物は経済的耐用年数をほぼ満了している。</p>
仕 様	<p>構 造 : 鉄骨造</p> <p>屋 根 : スレート葺</p> <p>外 壁 : スレート、コンクリートブロックにモルタル塗等</p> <p>内 壁 : モルタル塗等</p> <p>天 井 : 合板、ボード等</p> <p>床 : コンクリート・タタミ等</p> <p>設 備 : 特にない</p> <p>そ の 他 : ー</p>
床面積 (現況)	目的物件記載のとおり
現況用途等	<p>現況用途 : 倉庫・事務所</p> <p>間取り : 附属資料建物間取図のとおり</p>
品 等	劣る
保守管理の状態	劣る
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり
特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿使用等の有無 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 ・外壁のコンクリートブロックは、複数箇所ではひび割れ、膨らみが確認できる。2階の床は、複数箇所では沈み込みがある。また雨漏り、窓の開閉ができない箇所があるとのことである。その他、猫が3匹住み着いている模様。 ・物件2は、姫路市の都市計画で定められた建ぺい率を超過した建物である。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ
1	11,000	0.90	461.25	0.80	3,650,000

ア 標準画地価格 (公示価格等からの規準)

地価調査 (姫路(県)9-1)

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $15,000 \times 100/100 \times 100/100 \times 100/136 \doteq 11,000$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇ 標準化補正 : 不 要 (1.00)

◇ 地域格差 : 街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/100 \times 100/135 \times 100/100 \doteq 100/136$

イ 個別格差 : 形状、角地等 (0.90)

ウ 地 積 : 登記記載数量

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応性、建物と環境との適合性の考慮

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番 号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建 物 価 格 (円) ア×イ×ウ
2	100,000	792.33	0.05	3,960,000

ウ 現価率

対象建物は既に経済的耐用年数を満了しており、その経済価値は残価率(5%)程度と判定される。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ
1	3,650,000	0.50	法定地上権	1,830,000

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円)	土地利用権等価格の控除及び加算(円)	占有減価修正	市場性修正	競売市場修正	評価額(円)		
	ア	イ	ウ	エ	オ	(ア±イ)×ウ×エ×オ×持分		
1	3,650,000	-1,830,000		0.80	0.70	×1/6	170,000	
2	3,960,000	+1,830,000	1.00	0.80	0.70	×1/6	540,000	
一括価格(合計)								710,000

ウ 占有減価修正： 必要なし

エ 市場性修正： 共有持分の売却、建ぺい率を超過した老朽化建物の存在等を考慮した。

オ 競売市場修正： 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 (姫路(県)9-1)
所 在 : 姫路市花田町高木字西中川原530番3
価 格 : 15,000円/m²
位 置 : JR線「姫路」駅より道路距離4km
価 格 時 点 : 令和6年7月1日
地 積 : 629m²
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 西側幅員6m市道に接面
用途指定等 : 工業地域(建ぺい率60%,容積率200%)
地域の概要 : 皮革工場を主体とし、住宅も見られる工業地域

- 2 固定資産税評価額(令和6年度)
物件1 : 2,738,902円
物件2 : 3,229,488円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 物件配置略図
- 5 建物間取図
- 6 現況写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 姫路市花田町高木字中代
地 番 67番1
地 目 宅地
地 積 461.25平方メートル

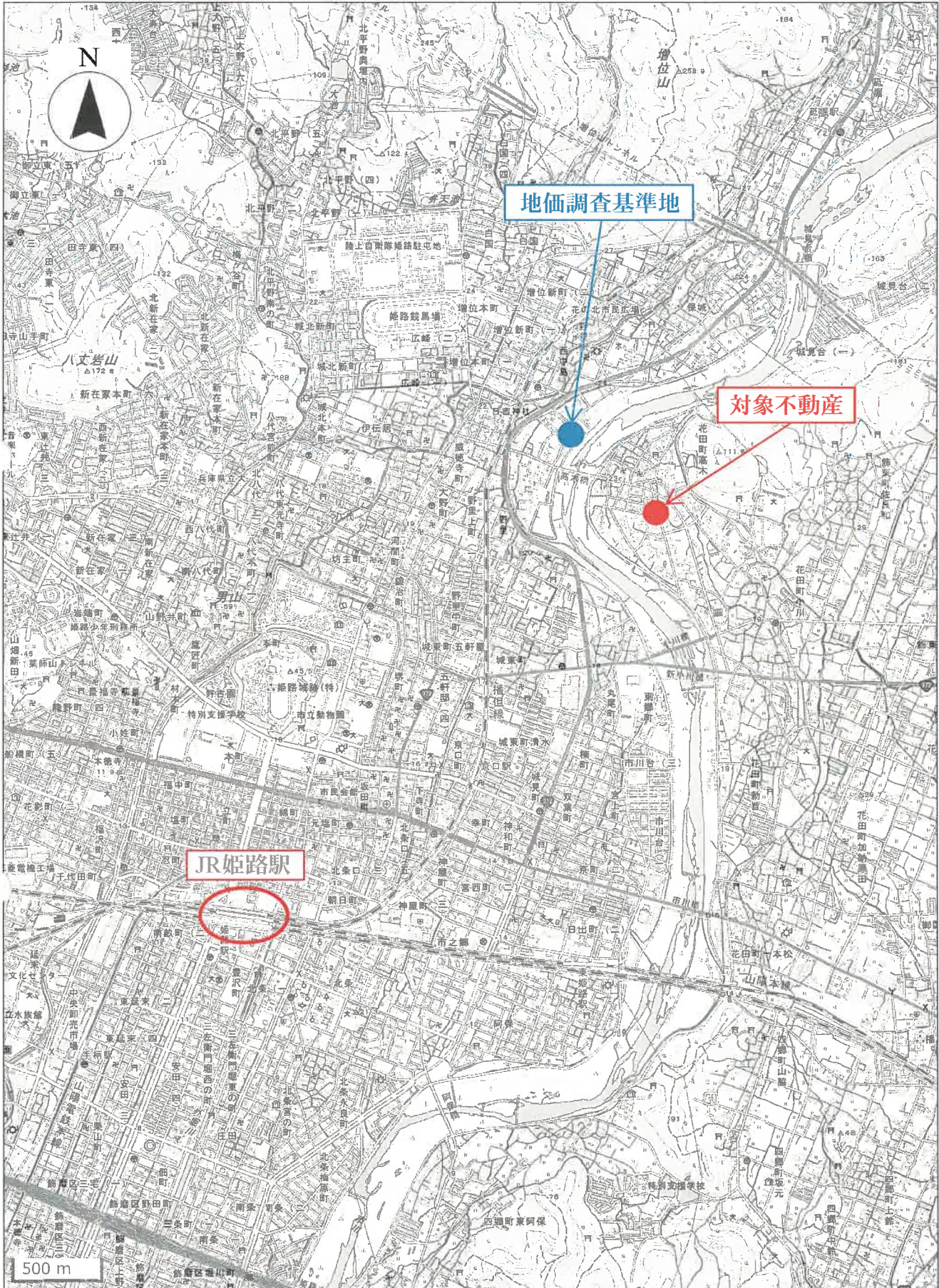
共有者 A 持分6分の1

2 所 在 姫路市花田町高木字中代67番地1
家屋 番号 67番1
種 類 倉庫
構 造 鉄骨造スレート葺2階建
床 面 積 1階 402.60平方メートル
2階 389.73平方メートル

共有者 A 持分6分の1

~~3 所 在 姫路市花田町小川字長谷
地 番 1152番10
地 目 雑種地
地 積 230平方メートル~~

~~共有者 A 持分6分の1~~



* 国土地理院地図データを基に加筆・作成した。



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	姫路市花田町高木字中代		地 番	67番1			
出 力 縮 尺	縮尺不明	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面	種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項	方位不明

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

A3版をA4版に縮小

令和6年10月3日

神戸地方務局姫路支局

地図整理番号：M35120

登記官



登記年月日：昭和60年4月4日

566206

建物図面

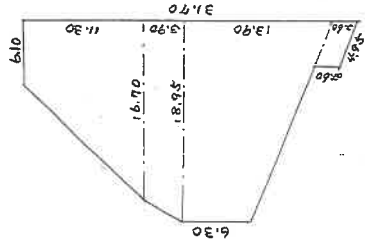
67番1

姫路市花田町高木字中代 67番地1

各階平面図

単位メートル

1階



$(6.10+16.70) \times 11.30 \div 2 = 128.8200$

$(16.70+18.95) \times 3.90 \div 2 = 69.5175$

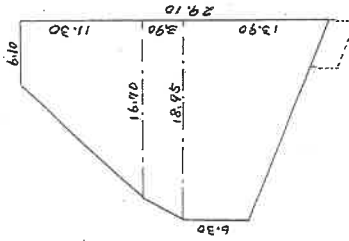
$(6.30+18.90) \times 18.95 \div 2 = 191.3950$

$4.95 \times 2.60 = 12.8700$

計 402.6025

床面積 402.60 平方米

2階



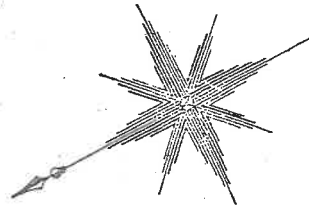
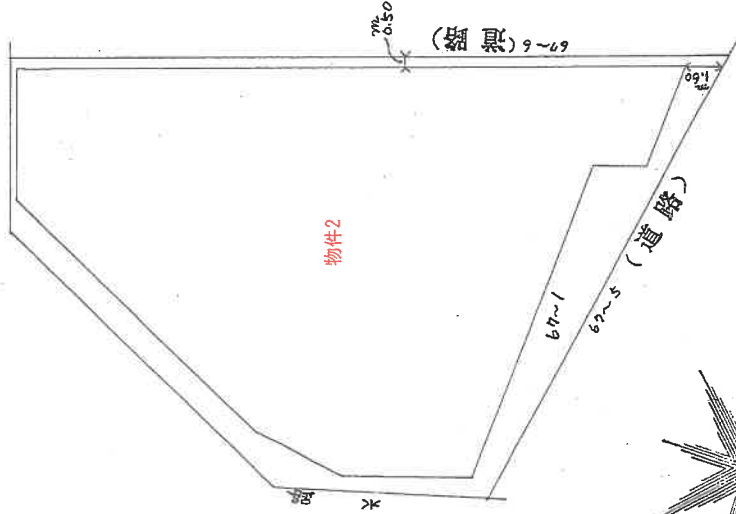
$(6.10+16.70) \times 11.30 \div 2 = 128.8200$

$(16.70+18.95) \times 3.90 \div 2 = 69.5175$

$(6.30+13.90) \times 18.95 \div 2 = 191.3950$

計 389.7325

床面積 389.73 平方米



S
6.0
4
4

作製者	縮尺 1/500	申請人	縮尺 1/250
(製図者印)	(昭和60年4月7日作製)		

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年10月3日

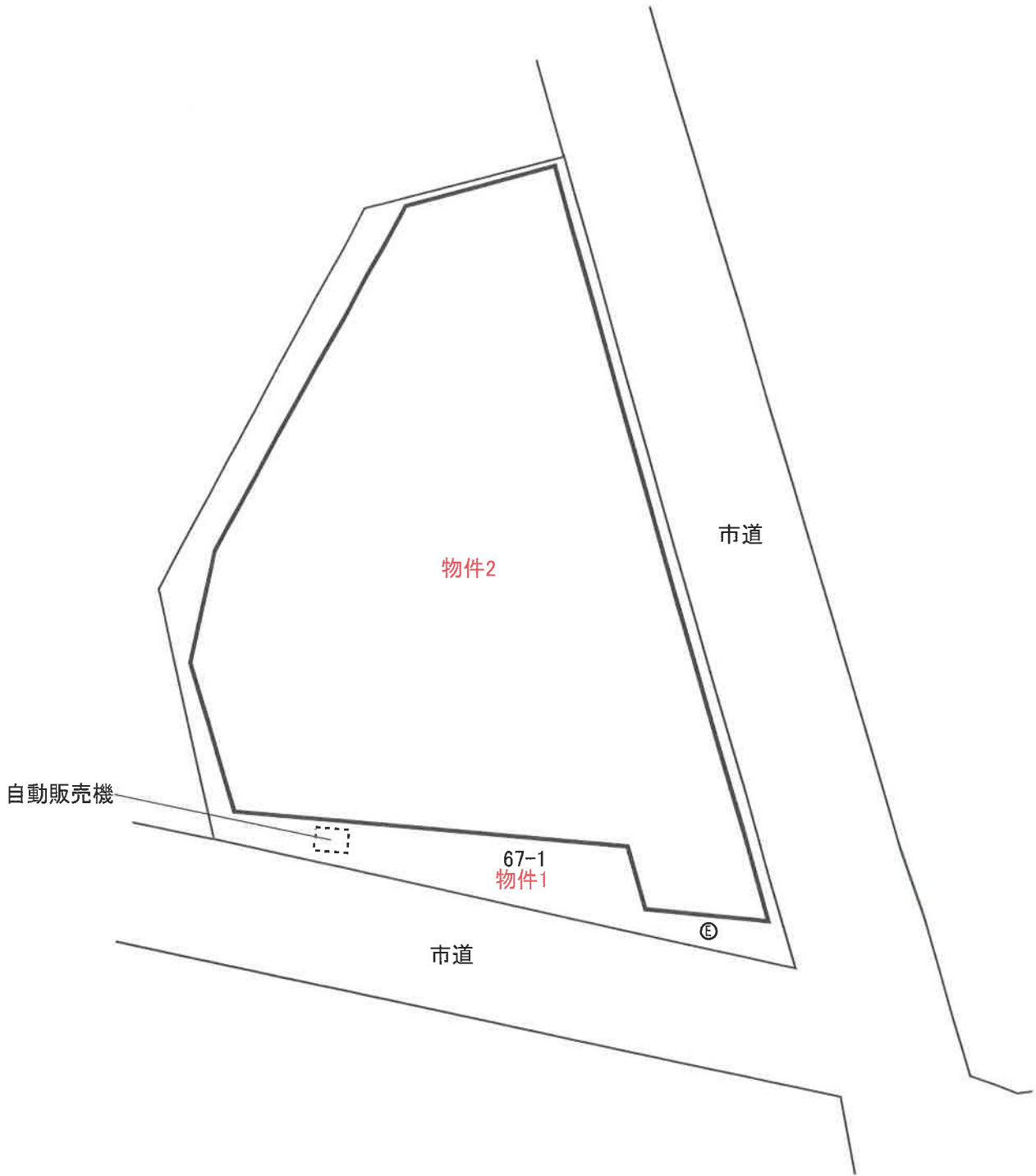
神戸地方支庁姫路支局

登記官

地図整理番号：M35121

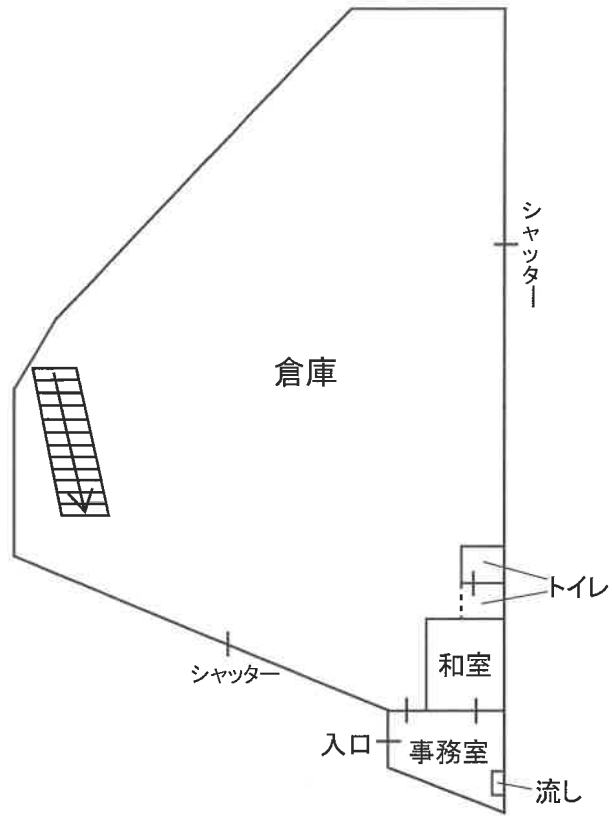
A3版をA4版に縮小

物件配置略図

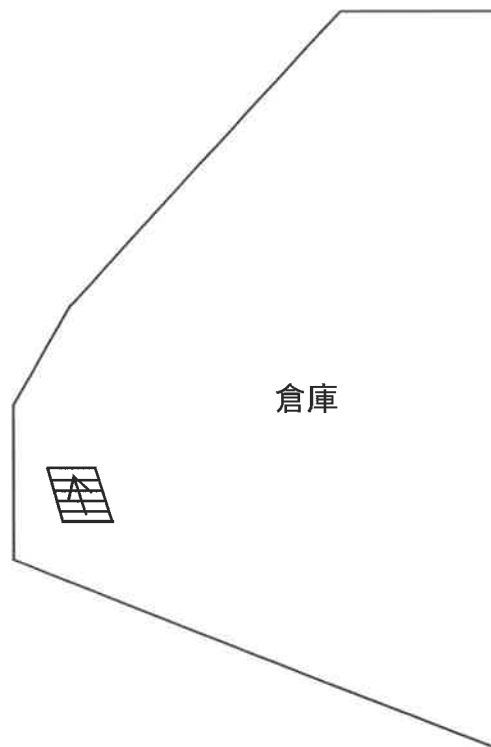


建物間取図

(1F)



(2F)



現況写真

物件2



物件2

